



令和 7 年度

茨城県職員（職業訓練指導員（情報系））採用選考案内 【社会人経験者採用】

令和 7 (2025) 年 9 月 24 日
茨 城 県 人 事 委 員 会
茨 城 県 総 務 部 人 事 課

県立情報テクノロジー大学校（令和 8 (2026) 年 4 月開校）で働く テクノインストラクター（職業訓練指導員（情報系））を募集します

☞ 県立情報テクノロジー大学校とは？

- ✓ 高度かつ実践的な IT 技術者を育成するため、県が設置する職業能力開発大学校です。
- ✓ 現在の産業技術短期大学校が、令和 8 (2026) 年 4 月に「情報テクノロジー大学校」に生まれ変わります。

☞ テクノインストラクターとは？

- ✓ 技能・技術の指導による訓練生のスキルアップ支援や就職支援を行う、職業能力開発促進法に基づく「専門職」です。
- ✓ 今回募集するテクノインストラクター（職業訓練指導員（情報系））は、社会や産業の発展を支える IT 技術者を育成する仕事です。

社会人経験者を対象とした職業訓練指導員（情報系）を採用するための茨城県職員採用選考（大学卒業程度）を次のとおり行います。

- 選 考 日 11月16日（日）
- 受付期間 9月24日（水）9時～10月31日（金）17時
- 申込方法 インターネット申込み

1 職種、採用予定人員、採用時の勤務場所及び職務内容

職 種	採用予定人員	採用時の勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員 （情報系）	1 名程度	県立情報テクノロジー大学校で、職業訓練の指導等の業務に従事します。

- ※ 採用予定人員については、変更になる場合があります。
- ※ 「採用時の勤務場所及び主な職務内容」については、採用時の予定です。その後の人事異動により、上記勤務場所以外での業務に従事していただく場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 昭和39(1964)年4月2日から平成3(1991)年4月1日までに生まれた人
- (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。大学院及び職業能力開発促進法に基づく大学校を含む。）において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士又は修士の学位を取得している等、茨城県立情報テクノロジー大学校の指導員に関する条件（別紙参照）に該当する人
- (3) 令和7(2025)年8月末現在で、民間企業、団体、教育機関、国・地方公共団体等における職務経験を5年以上有する人

【職務経験の例】

IT企業等におけるソフトウェア開発、情報系の職業訓練指導員、情報系の教育・研修における指導 など

※ 職務経験とは、同一企業等で会社員、公務員、団体職員等として1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で6か月以上継続して就業していた期間が該当します。なお、休暇・休業・休職等のため、3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。

※ 職務経験が複数の場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経験のみ通算することとします。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
（必要な職務経験の期間を満たしていることが確認できない場合は採用されません。）

注）上記の受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11(1999)年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ⑥ 本選考の申込時点で、茨城県職員である人（任期付職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

3 選考の日時及び会場

日 時	会 場
11月16日（日） ・ 開 場 8：30頃 ・ 説明開始 8：50 ・ 口述考査、論文考査、適性検査	茨城県庁 （水戸市笠原町978-6）

※ 時間の詳細は、受験票発行時にお知らせします。

※ 原則として、指定された日時及び会場の変更はできません。

※ 今後、日程や会場に変更がありましたら、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」に掲載しますので、選考前に必ず確認してください。

4 選考の方法及び内容

項 目	方 法	内 容
論文審査	記述式 (1 時間)	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。
口述審査	個別面接	主として人物についての評定を行うものとし、 <u>2回実施</u> します。
適性検査		通常の職務遂行に必要な適性の有無等について検査します。
資格調査		受験資格の有無等について調査します。

5 受験申込手続

必ずインターネットによる方法でお申し込みください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、10月22日（水）までに茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

申込方法	必ず、茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」（下記(1)）で申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービス(下記(3))よりお申し込みください。 (1) 申込方法及び注意点の確認<茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」> https://www.pref.ibaraki.jp/jinjijin/saiyogyoho.html (2) 申込時に添付が必要な書類 ① 職務経歴書（県所定の様式） ② 研究・業績調書（県所定の様式） ※ 上記(1)に様式を掲載していますので、あらかじめ作成のうえお申し込み下さい。 (3) 申込先 <いばらき電子申請・届出サービス> https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/ ※ システムメンテナンスのため利用できない期間がある場合がありますので、ご注意ください。
注意点	・ パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは上記(1)で確認してください。なお、使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 ・ 申込みが完了すると、整理番号とパスワードが画面に表示されます。整理番号とパスワードは、申込状況の確認や受験票の作成を行う際に必要となりますので、必ず控えておいてください。
受付期間	<u>9月24日（水）9時～10月31日（金）17時</u> ※ 受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。
受験票の作成	・ 受験票は、申込受理後に上記(3)上にアップロードします。予定日は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロード及び印刷（A4サイズ縦）し、写真欄に所定の写真を貼り付けたものを選考当日（11月16日）に持参してください。 ・ 受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

6 選考当日に持参するもの

- ・ 受験票（写真を貼付したもの）
- ・ 住民票記載事項証明書（県所定の様式）
 - ※ 住民票記載事項証明書は、茨城県人事委員会事務局のホームページからダウンロード及び印刷（A4サイズ縦）し、注意事項をよく読んだ上で、所要事項を記入し、市区町村で証明を受けたものを提出してください。
- ・ 筆記用具（HB以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り）
- ・ 昼食及び飲物
- ・ 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

7 合格者の発表

期 日	方 法
12月2日（火） 13時（予定）	茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者のみに、いばらき電子申請・届出サービスに登録されたメールアドレス宛に通知します。 ※ 不合格者への通知は行いません。

8 選考結果の情報提供

この採用選考の結果については、口頭により情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、選考時に交付する受験票控及び本人確認ができる証明書（運転免許証等）を持参してください。電話、はがき等による情報提供はできません。

情報提供を求めることができる人※	提供内容	提供できる期間	提供場所
受験者全員	各考査の得点及び総合得点 適性検査の適否 総合順位	最終合格発表日から 1か月間	茨城県庁 23階 人事委員会事務局 (8:30～17:15) ※土日祝日を除く

※ 情報提供を申し出ることができるのは、本人のみです。

9 合格から採用まで

採用は、原則として令和8(2026)年4月1日以降ですが、場合によりそれ以前に採用されることがあります。

※ この選考に合格しても、受験資格に該当しないこととなった場合（茨城県立情報テクノロジー大学の指導員に関する条件（別紙参照）に該当しない人等）は採用されません。

10 給与等

(1) 給与は、職員の給与に関する条例、規則により支給されます。例えば、大学院（修士）卒業後、11年の職業訓練指導員業務（週40時間勤務）の職務経験を経て、35歳で採用された場合の給与月額（令和7(2025)年4月1日現在）は、以下のとおりです。

322,812円（大学院（修士）卒）

- ・ 上記金額は水戸市内又はつくば市内勤務の場合の地域手当（8%）を含んだ額です。水戸市及びつくば市以外の県内市町村勤務の場合の地域手当は6%です。
- ・ 上記金額は、上記の仮定条件によるもので、職歴、学歴等の経歴等により個人ごとに異なります。

- ・ このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当（日額1,300円又は日額1,950円）等が支給されます。
 - ・ これらの額は、条例改正等によって変更されることがあります。
- (2) 勤務は、原則として週5日（完全週休2日制）で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分です。
- (3) 年次有給休暇は、1年につき20日（ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日）で、年休の残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます（年間最大40日）。
- また、5日の夏季休暇があります。このほか、育児休業、特別休暇（結婚、忌引等）があります。

11 その他

- ・ 受験時の注意事項は、茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」や受験票などに記載しますので、必ず確認してください。
- ・ 選考当日に車椅子を使用するなど、受験に際して要望のある人は、あらかじめ茨城県人事委員会事務局に連絡してください。

12 問い合わせ先

選考に関すること	職務内容及び受験資格に関すること
茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内 電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559 E-mail saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp  茨城県ホームページ 「茨城県職員採用案内」	茨城県総務部人事課 〒310-8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内 電話 029-301-2263 FAX 029-301-2289 E-mail jinji-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

○ 茨城県立情報テクノロジー大学校の指導員に関する条件

別紙

- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者
- (2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。)を有する者若しくは規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号。以下「平成25年改正省令」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校若しくは法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (4) 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (5) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (6) 大学等において、3年以上助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (7) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績がある者
- (8) 3年以上教育訓練に関する指導の経験を有する者
- (9) 10年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者又は平成25年改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者(あつては、5年以上)の実務の経験を有する者
- (10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧規則第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。))に係るものに限る。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了している者(短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。))の指導員養成訓練を修了している者(あつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。))
- (11) 旧規則第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程(あつては、法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧規則第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したのものに限る。))のうち10年以上の実務経験を有する者